

しごとサポート北部  
(北部地域障害者就労推進センター)  
実施事業者応募要領

平成 30 年 11 月

神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課

## 目 次

1	目的	1
2	募集事業者数	1
3	委託期間	1
4	募集圏域	1
5	事業内容	1
6	支援対象者	1
7	委託料	1
8	応募要件	2
	(1) 応募資格	2
	(2) 事業実施上の要件	2
	(3) 応募却下の取り扱い	2
9	業務内容	3
	(1) 基本業務	3
	(2) 地域ネットワークの形成	3
	(3) 就労推進センターとの連携	3
10	運営基準	4
	(1) 職員の配置	4
	(2) 設備	4
	(3) 開設日及び開設時間	4
11	応募について	5
	(1) 提出書類	5
	(2) 公募説明会の開催	5
	(3) 質問対応	6
	(4) 提出期間・提出方法	6
12	選定について	7
13	その他留意事項	8
14	結果の通知	8
15	申し込み・お問い合わせ先	8

## 1 目的

神戸市では、障害者就労推進センター（以下「就労推進センター」という。）と連携・協力のもとに、地域の雇用、福祉、保健、医療、教育等関係機関及び企業等との連携を図り、就労支援を必要とする身体、知的、精神及びその他の障害者（以下「障害者」という。）に対し、身近な場所で、必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、障害者の就労による自立した社会参加の推進及び障害者の職業生活の安定を図るため、しごとサポート（地域障害者就労推進センター）を市内3か所（東部・北部・西部）に設置しています。

このたび、「しごとサポート北部（北部地域障害者就労推進センター）（以下「しごとサポート北部」という。）」の平成31年度以降の実施事業者を募集します。

## 2 募集事業者数

1事業者

## 3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。

ただし、適切に業務を遂行したと認められる場合は更新します。なお、委託期間内であっても、応募資格を満たさなくなったとき、あるいは、適切な業務執行が困難であると認められる場合は、契約を解除する場合があります。

## 4 募集圏域

北区

## 5 事業内容

就労推進センター及び他のしごとサポートと連携・協力のもとに、地域の雇用、福祉、保健、医療、教育等関係機関及び企業等との連携を図り、就労支援を必要とする障害者に対し、身近な場所で必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、障害者の就労による自立した社会参加の推進及び障害者の職業生活の安定を図ります。

また、事業実施に当たっては、地域のネットワークと連携・分担しながら、地域に密着した支援を行います。

## 6 支援対象者

支援対象となる方は、主に北区在住で就労を希望し、又は就労している障害者で、次に掲げる方とします。

- ① 就職するため又は継続的に雇用されるため、就労に係る支援とともに日常生活において相当程度の支援を必要とする障害者
- ② 一旦就職したものの、職場不適合等により離職し、若しくは休職している障害者又はこれらのおそれがある障害者で、職場定着のために継続的な支援が必要な方

## 7 事業運営に係る費用について

別途、平成30年11月22日（木）に開催する公募説明会で説明します。

## 8 応募要件

### (1) 応募資格

- ア 法人格を有すること。
- イ 応募書類の受付締切日において、地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 6 号）の規定に該当しない者であること。
- ウ 応募書類の受付締切日において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置に該当しない者であること。
- エ 応募書類の受付締切日において、直近 1 年間の事業者税、消費税及び地方消費税、県民税、市町村民税の滞納がないこと。
- オ 役員の中に破産者、及び禁固以上の刑に処せられた者がいないこと。
- カ 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている事業者でないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団およびそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ク 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に基づく法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること。
- ケ 公募説明会に出席すること。

### (2) 事業実施上の要件

- ア 募集圏域内にしごとサポート北部を設置すること。
- イ 平成 31 年 4 月 1 日から業務を開始すること。
- ウ しごとサポート北部の区域内において、雇用、福祉、保健、教育等関係機関及び企業等との連携による地域ネットワークの形成が可能と認められること。
- エ 業務に必要な職員を配置し、事業実施に必要な体制が確保できると認められること。
- オ 就労支援体制が整い、現に就労支援実績があるか、又は確実に就労支援実績が見込めること。
- カ しごとサポート北部の区域内に訓練を行う併設施設又は提携施設（以下「訓練施設等」という。）を確保し、就労に必要な基礎訓練を行うことができること。
- キ 運営主体の福祉施設等を利用する障害者だけでなく、しごとサポート北部の区域内の障害者で就労支援を必要とするもの全てを支援できること。
- ク 障害種別を限定せず、3 障害を支援対象とすることができること。
- ケ その他、別添「しごとサポート（地域障害者就労推進センター）設置要綱」（平成 18 年 3 月 27 日保健福祉局長決定）に基づき事業を実施できること。

### (3) 応募却下の取り扱い

応募した事業者が応募書類の受付締切日以降、事業者選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を却下し、選定に関する審査の対象から除外することとします。

- ア 受付期間内に応募書類が全て提出されなかった場合
- イ 当該応募要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 6 号）の規定に該当した場合
- エ 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止に該当した場合

- オ 本選定の採否の働きかけを行うなどの目的のために、申請者又はその関係者が直接又は間接に、本市職員及び選定委員会の委員など本件関係者と接触をもった場合
- カ 1か所の事業所について複数の書類を提出した場合
- キ 提出書類に虚偽又は不正があった場合、あるいはその他不正な行為がある場合

## 9 業務内容

### (1) 基本業務

- ア 就労及び就労に関する生活面での相談及び指導・助言
  - ① 就労者の仕事に関する悩み、職場での人間関係の悩みなどについての相談及び問題解決への指導・助言
  - ② 離職者の離職理由を把握・分析し、再就職への支援や離職を繰り返さないための指導・助言
  - ③ 未就労者の就労希望の聞き取り、就職活動の実施及び関連機関の利用に関する指導・助言
  - ④ 生活習慣、健康管理、金銭管理等、日常生活の自己管理に関する指導・助言
  - ⑤ 地域で自立して生活する上で必要な生活設計の組み立てや、障害福祉サービスの利用調整などの指導・助言
- イ 支援対象障害者に係る状況の把握、十分な聴取と相談内容の記録及び保管
- ウ 訓練施設等を利用し、支援対象障害者の能力・特性の把握及び就労のための基礎訓練
- エ 必要に応じた支援対象障害者の個別支援計画の作成及び基礎訓練等の状況に応じた見直し
- オ 実習機会及び場所を提供してくれる企業・事業所（以下「協力事業所」という。）における職場実習の実施、実習方法の調整及び協力事業所と実習者間の意思疎通等の支援
- カ 事業主に対する支援対象障害者の就職後の雇用管理に係る助言等
- キ 就労中の支援対象障害者と事業主・事業所との調整及び問題の早期解決
- ク 支援対象障害者の就労先及び協力事業所の開拓
- ケ 企業・事業所や地域住民にむけた障害者の就労に関する各種啓発事業
- コ しごと開拓員業務（詳細は別紙「しごと開拓員業務仕様書」による）
- サ その他、支援対象障害者への就労支援に必要な業務

### (2) 地域ネットワークの形成

- ア しごとサポート北部の区域内において、支援対象障害者の支援を目的として、公共職業安定所、福祉事務所、地域生活支援センター、医療機関、特別支援学校等の関係機関、就労支援を行う障害福祉サービス事業者等及び企業・事業主団体と綿密な連携を図るため地域ネットワークを形成する。
- イ しごとサポート北部は、適宜「北部地域ネットワーク会議」を開催し、支援対象障害者への支援の状況報告を行うとともに、支援の役割分担、情報の共有化など地域ネットワーク構成員の連携を図るものとする。

### (3) 就労推進センターとの連携

- しごとサポート北部は、就労推進センター及び他のしごとサポートと連携・協力を図るため、

就労推進センターが開催する「しごとサポート連絡・調整会議」に参加し、次の事項について、連絡・調整を行う。

- ア 地域をまたがる生活圏を持つ支援対象障害者への支援の分担
- イ 開拓先企業・事業所の紹介
- ウ 事例検討によりケース検討の蓄積
- エ 精神障害者への就労支援の協力
- オ その他、必要な連絡調整

## 10 運営基準

### (1) 職員の配置

- ア 事業責任者 1名

事業責任者を配置すること。事業責任者は、しごとサポート北部の管理に支障がない場合は、しごとサポート北部の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます。

- イ 従業者

しごとサポート北部に、以下の職員を配置すること。

- ①就業支援員 1名
- ②生活支援員 1名
- ③精神・発達障害者就労支援員 1名
- ④しごと開拓員 1名
- ⑤その他必要な職員

※事業責任者と就業支援員又は生活支援員は兼務することができます。

※上記のほか、必要があると認めるときは、これらの職員以外の職員を配置することができます。すべての職員は、お互い協力してその業務に当たるものとします。

### (2) 設備

- ア 事務室及び運営に必要な相談室（面談相談コーナー）を設置すること。なお、サービス提供部門を併設している場合はしごとサポート北部の事務スペースは分離しておくこと。

- イ 事務室及び運営に必要な相談室に関しては、「しごとサポート北部（北部地域障害者就労推進センター）」の看板を掲げる等、相談者に配慮した窓口表示を行うこと。

- ウ 建物入口周辺も含め、肢体不自由の方や車椅子使用者等に配慮した建物、設備であること。

- エ パソコンを常備し、専用のメールアドレスを取得すること。

### (3) 開設日及び開設時間

- ア 開設日は、月曜日から金曜日までとします。

※ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の休日に関する法律に規定する休日を除く。

- イ 開設時間は、午前9時から午後5時30分までとします。

※ただし、実施している他の事業等との関係で、多少の変更を認めますが、事前に届け出

ること。

## 11 応募について

### (1) 提出書類

**原本(①～⑮) 1部、③～⑨(様式3～9)のコピーを5部提出してください。**

- ①応募申請書(様式1)
- ②誓約書(様式2)
- ③法人において実施している事業等一覧表(様式3)
- ④これまでの事業実績(様式4)
- ⑤しごとサポート北部事業計画書(様式5)
- ⑥しごとサポート北部設置場所の1/10,000程度の位置図(様式6)
- ⑦しごとサポート北部設置場所の1/200程度の平面図  
(同一建物内で他の事業を実施している場合、その使用範囲及び名称と、しごとサポート北部の使用範囲が分かる図面)(様式7)
- ⑧しごとサポート北部設置場所の状況等がわかる現況写真(入口及び室内)(様式8)
- ⑨しごとサポート北部内部の1/100程度の平面図  
(事務室・相談室(面談相談コーナー)・会議室等の配置が分かる図面)(様式9)

⑩建物の登記簿謄本の写し又は賃貸借契約書の写し

⑪法人登記簿謄本

※申請日以前3か月以内に発行されたもの。写しの場合は原本証明をしてください。

⑫定款、寄付行為等の写し ※原本証明をしてください。

⑬法人の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの

⑭法人代表者履歴及び役員名簿

⑮法人の財務状況に関する直近の3年分の書類

- ・損益計算書(社会福祉法人の場合は、資金収支計算書及び事業活動収支計算書)
- ・貸借対照表
- ・会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書

⑯結果通知用封筒(サイズ3号、送付先記入の上82円切手貼付のこと)

※同一様式が複数になる場合は、ホッチキス2か所止めで割り印すること。

※様式外の上記⑩から⑮については、項目ごとに項目番号(例:⑩)を上部中央に記載し、

項目番号順にA4サイズに両面コピーし、全てホッチキス2か所止めで割り印すること。

※法人設立予定の場合は、⑩から⑮の書類について、現にそれに代わる書類でも可。

### (2) 公募説明会の開催 **(事前申込による公募説明会の出席が応募の要件となります。)**

応募要領等に関する説明会を下記のとおり開催します。応募条件の追加・変更等をお知らせすることがありますので、申請予定の法人の代表者またはその代理者が必ず出席してください。

説明会の出席にあたっては、あらかじめ別添の「**しごとサポート北部公募説明会参加申込書**」に必要事項を記入し、平成30年11月20日(火)午後5時までに、FAXにより下記の申込FAXへ送信してください。

申込FAXの受信を確認後、翌開庁日にお送りいただいた「しごとサポート北部公募説明会

参加申込書」に受付印押印の上、FAXを返送しますので、届かない場合はご確認ください。

**なお、応募予定法人は公募説明会に出席してください。説明会に出席できない場合は、平成30年12月7日（金）までに、障害者支援課まで説明会資料を取りに来て頂くことが応募条件となります。**

- ア 開催日時 平成30年11月22日（木）午前10時～11時  
イ 開催場所 神戸市役所2号館4階 2042会議室（別紙参照）  
ウ 申込FAX 078-322-0154 障害者支援課 鈴木 宛

### (3) 質問対応

質疑応答を下記のとおり受け付けます。

- ア 期間 平成30年11月26日（月）から11月30日（金）午後5時まで  
イ 場所 神戸市 保健福祉局 障害者支援課（神戸市中央区東町113-1 大神ビル701）  
ウ 方法 別添「質問票」に質疑趣旨を簡潔にまとめて記入し、FAX（078-322-0154）または電子メール（fuwapon@office.city.kobe.jp）で提出してください。（郵送は不可。）また、受付期間終了後の提出、及び適正な手続きによらない照会（電話・口頭など）には回答いたしません。  
エ 回答 質問に対する回答は、応募に際して必要な項目のみを取りまとめたうえで、質問者及びその他の応募者にFAXまたは電子メールで送付します。なお、質問に対する回答は、応募要領等の追加または修正とみなします。

### (4) 提出期間・提出方法

- ア 提出先 神戸市 保健福祉局 障害者支援課 事業推進係  
（神戸市中央区東町113-1 大神ビル701）  
イ 受付日 **平成30年12月13日（木）・12月14日（金）**  
**午前9時から正午及び午後1時から午後5時の間に上記提出場所へ時間内に持参してください（郵送不可）。なお、時間外及び期間外の提出は受け付けません。**  
①持参については、代理人でも可能です。  
②応募受付と同時に受付確認書を発行します。  
③修正受付は受付確認書を持参した方のみ受け付け可能といたします。  
④応募書類の修正については、提出期間の終了後は受け付けません。  
⑤応募状況等の問い合わせ及び提出書類内容の確認については、一切受け付けません。  
⑥応募を辞退する場合は、応募の受付確認書とともに、「応募申請辞退届」（様式10）に記入のうえ、障害者支援課担当者へ提出してください。  
⑦提出いただいた書類については、返却いたしません。  
⑧提出書類は、神戸市情報公開条例に基づき応募者の企業秘密的な項目等、非公開の取扱いとなるものを除き、公文書として情報公開の対象となります。



## 12 選定について

- (1) 実施事業者の選定にあたっては、提出書類に基づき「しごとサポート実施事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において応募者を評価して候補者を選定し、最終的に市長が決定します。
- (2) 委員会及び神戸市保健福祉局障害福祉部障害者支援課において必要と認めた場合には、現地調査の実施や応募法人の代表者に対して説明を求めることがあります。
- (3) 選定については、一定水準以上の応募者を候補者とし、複数の選定候補者が生じた場合は選定候補者の順位付けを行います。
- (4) 応募内容と実際面で重大な乖離があった場合は、次順位の選定候補者と入れ替わる場合があります。その際の費用弁償には一切応じません。
- (5) 選定に関する情報については、一切回答しません。
- (6) 委員会では、これまでの事業実績、本事業に関する事業計画、人員配置等を総合的に評価して選定します。選定基準と配点については、下記のとおりです。

### 【選定基準】

選定基準項目	配点
①これまでの事業実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス事業等の実績</li> <li>・ 障害者に対する相談支援の実績</li> <li>・ 就労関係機関との連携実績</li> <li>・ 企業、事業所に対する障害者の就労に関する働きかけの実績</li> <li>・ 障害者の就労支援としての個別具体的な対応の実績</li> <li>・ 障害（身体・知的・精神・その他）対応</li> <li>・ 地域の社会資源等との連携実績</li> <li>・ 法人の障害者雇用の状況</li> </ul>	80点
②今後の事業計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ しごとサポート北部設置の趣意、運営方針</li> <li>・ 圏域内の障害者に対する公平な支援の提供についての考え方</li> <li>・ 就労関係機関との連携に向けた具体的計画</li> <li>・ 企業、事業所に対する障害者の職場実習、就職に関する取り組み</li> <li>・ 障害者（身体・知的・精神・その他）に対する就労相談支援体制の確保</li> <li>・ 地域の関係機関との連携</li> <li>・ 就労に向けた地域ネットワーク形成・参加の具体的計画</li> <li>・ 従事者の資質向上を目指した取り組み</li> </ul>	40点
③人員配置及び訓練施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確保している従事者数</li> <li>・ 従事者の保有資格</li> <li>・ 従事者の実務経験</li> <li>・ 基礎訓練を行うための併設施設または提携施設</li> </ul>	30点

④事務所の配置と設備 ・アクセス ・設備（建物、室内） ・障害者地域生活支援センターまたは地域活動支援センター（センター型） の設置	30点
⑤法人の運営基盤	20点
合 計	200点

### 13 その他留意事項

- (1) 応募者は、この応募要領等を熟読し、内容を遵守してください。
- (2) 応募者は、選定後、この応募要領等に関する不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできません。
- (3) 受託した法人は、平成31年2月1日から3月31日までの間、本市と事業引継ぎ契約を締結のうえ、配置予定職員を配置し、現実施事業者より、業務ならびに関連情報をすべて引継いでおくこと。
- (4) 受託した法人は、本事業を利用して、企業活動の一環として他で行う事業の勧誘等営利を目的とする活動及び公序良俗に反する活動若しくは政治的活動・宗教的活動をすることはできません。
- (5) 受託法人は、業務を一括して第三者に委託（再委託）することはできません。
- (6) 事業の継続が困難となった場合の措置
  - ア 受託法人の責めに帰すべき事由による場合  
受託法人の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は委託契約を解除することができるものとします。この場合、市に生じた損害は受託法人が市に賠償するものとします。
  - イ 受託法人の責めに帰すことのできない場合  
受託法人双方の責めに帰すことのできない事由により、事業の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議するものとします。市と受託法人との間で協議を行い、その結果、事業の継続が困難だと判断した場合は、市はその委託契約を解除することができるものとします。

### 14 結果の通知

結果については、平成31年1月中旬（予定）に郵送で応募者に通知します。

### 15 申し込み・お問い合わせ先

神戸市 保健福祉局 障害福祉部 障害者支援課 事業推進係 担当：吉岡、鈴木

住 所：〒650-0031 神戸市中央区東町 113-1 大神ビル 701

電 話：078-322-5228

FAX：078-322-0154

## しごと開拓員業務仕様書

しごと開拓員は、障害者の雇用の場の拡大と就職後の長期雇用継続、ふれあい商品の売上アップと企業からの作業受注拡大による障害者の工賃アップを図ることを目的として、次の業務を行う。

### (1) 企業開拓、企業支援

ア 地域の経済団体等と連携するなどして、主に中小企業や法定雇用率算定対象外の企業等に対する積極的な雇用啓発・職場開拓を行う。

イ 企業訪問等により、ふれあい商品や役務の受注先の開拓を行う。

ウ 障害者雇用の経験のない企業に対して、各種雇用支援制度や機関の紹介、障害特性の説明や雇用管理上のアドバイス等を行う。

### (2) 障害者施設とのマッチング

ア 開拓されたふれあい商品および役務発注企業の情報を、関係機関や支援団体とも連携しながら障害者施設に情報提供を行い、企業と障害者施設とのマッチングを行う。

### (3) その他、上記の目的を達成するために必要な業務を行う。